

中学校卒業前までのお子さんを持つ方へ

10月から「子ども手当」が変わります 申請をお忘れなく!!

(これまで子ども手当を受け取っていた方も含め、
全ての方が申請が必要です。)



10月分からの支給額は以下のように変わります。

【手当の月額】（平成23年10月分～平成24年3月分）

- ・0歳～3歳未満 : 15,000円（一律）
- ・3歳～小学校修了前 : 10,000円（第3子以降は15,000円）
- ・中学生 : 10,000円（一律）

※10月分～1月分の手当は平成24年2月に、2月・3月分の手当は平成24年6月に支払われます。

また、これまでと支給対象となる方が変わる場合があります。
詳しくは、次ページ「一問一答」をご覧ください。

**申請が
必要です**

10月分からの子ども手当を受け取るためには、支給対象となる方かどうか審査しますので、これまで受け取っていた方も含め、対象のお子さんを持つ全ての方は、役場（いきいき健康推進課）へ申請をしてください。（※公務員の方は勤務先へ申請）

平成24年3月末までに申請をすれば、10月分からの手当を受け取ることができます。

ご注意ください！

以下の方は速やかに申請して下さい。
(3月までに申請しても遡って受け取れません。)

- ・10月以降に他の市町村へ転居した方
- ・10月以降にお子さんが生まれた方

10月以降に他の市町村へ転居した方は、転出した日（転出予定日）の次の日から、10月以降にお子さんが生まれた方は、お子さんが生まれた日の次の日から数えて15日を経過するまでに必ず申請してください。

詳しくは

(お問い合わせ先)

いきいき健康推進課 TEL:0175-28-5800